



## C O N T E N T S

### <特集>

#### ■ ミャンマーを考える

FORVAL MYANMAR CO., LTD.

### <トピックス>

#### ■ 「打小人」(ダーシウヤン)、香港版藁人形!?

兵庫県香港経済交流事務所 副所長 明田直也

### <みなと銀行からのお知らせ>

#### ■ 日本政策金融公庫との業務提携による ～海外での資金調達支援制度～

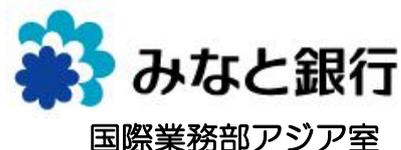
#### ■ 「みなとアジアビジネスセミナー」を開催しました

### <アジアビジネス情報>

#### ■ 平成27年度 兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金のご案内

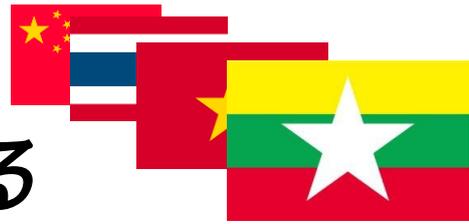
### <ニュース・統計資料>

#### ■ アジアニュース・主要経済指標



1. 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。 2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。 3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。

Plus+ 1 + 1



# ミャンマーを考える

中国やタイから周辺アジア諸国へ、さらには「新・新興国」への分散投資を検討される企業が増えているなか、先月号に引き続きまして、今回は当行の業務提携先でもある株式会社フォーバル様のミャンマー現地法人より情報を提供頂き、同国の特徴をまとめてみました。

## ミャンマーの魅力

2011年3月に民政移管されてから、急速な経済成長を遂げている市場です。豊富な天然資源や日本の約1.8倍にあたる広大な国土を有し、また中長期的には消費市場としてもビジネスチャンスの拡大が見込まれています。

### 経済活性と地理的メリット

東南アジア諸国連合（ASEAN）全体では、加盟10カ国の域内貿易の自由化・円滑化を目指し2015年末にASEAN経済共同体（AEC）が創設される予定です。これにより、6億人のマーケットが生まれ、経済活性化に弾みがつくことが期待されています。各国を横断する陸路、南部経済回廊や東西回廊といった物流網も整備されつつあり、中国・インドという10億人以上のマーケット、ASEANの6億人のマーケットと接しているミャンマーは、非常に地理的優位性が高いと考えられています。

### 釣鐘型の人口ピラミッド

人口はASEANでタイに次ぐ第5位の5,148万人を誇り、かつ平均年齢27歳（いずれも2014年国勢調査）と若いため、経済成長を支える労働力の供給は、2030年代まで安定しているとみられています。また、将来的な消費市場の主役としても成長が期待されます。

### 周辺諸国と比べても、高い識字率

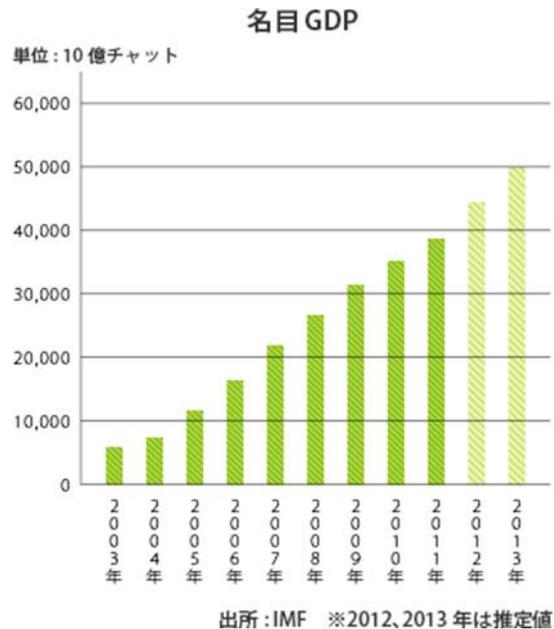
公用語はミャンマー語ですが、大卒者を比べると、日本人よりも英語が話せる方は珍しくありません。識字率は89.5%と、他の「タイプラスワン」諸国であるカンボジア、ラオスと比べても非常に高い状況です。小学校は義務教育ではありませんが、日本でいうところの寺子屋のような仕組みがあり、文字通り寺院のお坊さんが教育をフォローすることで高い識字率を実現しています。



## 拡大する名目 GDP！すでに消費は活性化し始めている！

ミャンマーでは、天然ガスの輸出拡大や国内で生産する縫製品の需要増などにより、過去 10 年間で名目 GDP が 4.5 倍（121 億ドル→553 億ドル）に、一人当たり名目 GDP も 3.5 倍（255 ドル→868 ドル）になりました。

5,000 万人を超える豊富な消費市場を期待して、外国企業が次々とミャンマー進出を行っています。ミャンマー全土における通信機器・輸送機器の保有率は、テレビが 49.5%、携帯電話が 32.9%、自動車は 3.1% となっていますが、ミャンマー最大の都市ヤンゴンを訪れると、統計上の所得水準では手が届かないはずの多くの自動車が走り、店頭には並んでいるスマートフォン、パソコンなどの電化製品が売れて行き、高級大型ショッピングセンターや高級食材を扱うようなスーパーマーケットも多くの人でにぎわっています。

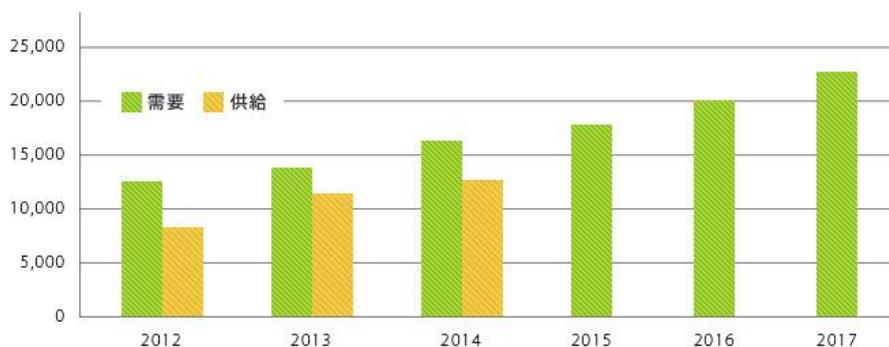


## ミャンマー進出の現実

日本の高度経済成長期を連想させるほど発展が目覚ましいミャンマーは、世界中から注目されています。魅力にあふれるミャンマー進出をめざし、毎年多くの企業がミャンマー視察に訪れます。規模は中小企業から大手企業まで様々ですが、多くの企業が進出を躊躇し、あきらめてしまいます。それはなぜなのでしょう？

## インフラの整備が最大の課題

多くの企業がミャンマー進出をあきらめてしまう背景として、産業インフラが未整備であることが上げられます。特に電力供給に不安が大きく、長時間の停電が発生することもあります。ミャンマーの電力の約 7 割は水力発電によって賄われているため、雨季である 5 月～10 月と、乾季である 11 月～3 月では、発電できる量に差が出てきてしまいます。



出所：PTTEP 資料より / (出所) ミャンマー電力省 “Myanmar OGP 会議” 2012 年 3 月

## コスト高という現実

### 不動産価格の高騰

ミャンマーでは土地の価格が非常に高騰しています。何の整備もされていない、ただ区画が分けられているだけの工業団地でも、20年リースで平米あたり100~120ドル、高いところでは200ドルかかります。その理由は、中国企業がミャンマー人の名義を借りて、どんどん投資しているからです。また、オフィス、住宅についても絶対的な供給不足により、リース料が高止まりしています。特にヤンゴン市内では、平米単価や質感で比べると東京よりも割高感を感じる事が少なくありません。

### コスト高による問題

ミャンマーでは原材料はほとんど輸入に頼らなければなりません。工場を建設する場合も、ミャンマーで手に入れられるものは人と木材とレンガ、砂利くらいです。そのため、調達価格の高さがコストアップの主因となっているのが現状です。さらに、コストだけではなく、原材料の輸出入にかかる時間についても考慮しておくことが必要になります。

### 工業団地はさらにコスト高に・・・

現在ヤンゴン管区内には28カ所の工業団地があります。このうち、過去三井物産が開発した「5つ星」クラスのミンガラドン工業団地は、日本企業にとって候補地となりうる条件を備えています。全区画予約済で新規進出はできません。ミンガラドンの隣には、ヤンゴン工業団地があるものの、原野から整地しなければなりません。地盤調査も含めて全て自社で行う必要があります。仮に縫製工場を建てるためには、目安として平米あたり500ドル程度は考慮しなければいけません。日系の縫製工場は、ラインタヤ工業団地やシュエピータ工業団地にも進出しています。それ以外の工業団地の多くはさらにひどい状況であり、道路は舗装されておらず、産業廃棄物が道端に転がったり、汚水も適切に処理されていない状況です。



### 製造業進出の起爆剤 「ティラワ経済特別区」

ティラワ経済特別区（ティラワ SEZ）は、日本、ミャンマー両政府協力のもと、日本の商社がローカル企業連合と一緒に開発をしている経済特区（総面積2,400ha、うち先行開発エリアである第一期・第二期面積計396ha）です。土地の価格については、50年+25年リースで平米70~80ドルと他よりも好条件です。周辺道路・橋梁・港湾などのインフラ

設備については、独立行政法人国際協力機構（JICA）が整備する計画です。特徴的な点は、改正されたSEZ法が適用されますので、①通常半年程度を要する投資認可が概ね1か月程度で得られること、②外資比率規制がないこと、③輸出企業の場合、操業後7年間は無税+5年間は50%減税されること、④通常は禁止されている外資企業による輸入・販売業務が条件付きながら実質解禁されること、などが挙げられます。非常に使い勝手の良い工業団地になることが期待



されており、日本からも多くの製造業から申し込みが入り、2015年5月時点で第一期・第二期の約6割が予約販売済（進出予定44社中24社が日系企業）です。ミャンマーへの工場進出を検討されている企業は早めに取り組むことをお勧めいたします。

## 未整備な物流

### 時間がかかる通関・保税制度

通関には、およそ1週間かかります。日本の申告納税方式（インボイス価格で税金が決まる）とは異なり、ミャンマーの税関にある目録にもとづいて関税が決まります。仮にそのテーブルにない商品になると、担当者では処理できなくなるので、上司にお伺いを立てるなど、さらに時間がかかってしまいます。また、賄賂の温床になっている側面もあるため、そのような事態に直面されましたらJICAから専門家が税関に派遣されております



ので、相談していただければ、解決してもらえenと思います。なお、ミャンマーは世界貿易機関

（WTO）加盟国であり、まもなくWTOが定める申告納税方式に切り替えるとみられています。また、日本の政府開発援助（ODA）無償資金協力により、2016年11月をめどに日本の貿易通関システムを活用した新しい貿易手続・通関システムが導入される予定です。

## 脆弱な港のインフラ

ミャンマーの港のインフラは、非常に脆弱です。ヤンゴン港が輸出の 90%以上の窓口になっていますが、河川港のため中型船しか入ることができません。したがって、シンガポール等で1回積み替えをしますので、ここでも余計な時間がかかります。また、コンテナを専有できればいいのですが、混載となる場合はさらに時間がかかります。このような状況ですので、現在は、ヤンゴンの工場から日本の港まで、税関を含めて 25~28 日かかると言われています。

## ミャンマー企業と商習慣

### ミャンマーと財閥

ミャンマーにも財閥がありますが、軍政時代に得た利権で財を成した財閥、中には兵器・麻薬で大きくなった財閥もあり、アメリカの制裁リストに登録されています。そのため、こうした財閥とジョイント・ベンチャーを組んで事業展開をすることは難しい状況です。それ以外の中小企業に関しては、土地と建物、人はありますが、技術と資金がありません。ミャンマーの銀行は、土地を担保に、年利 13%で貸付しているのでほとんど利用されていません。

### ミャンマー人のビジネススキル

ミャンマーでは、ビルマ式社会主義や国際的な経済制裁下での経済活動が約 50 年間続いてきました。50~70 代の経営者層は、国際的なビジネスについてあまり経験がないため、グローバルスタンダードな商慣習・ビジネススタイルへの理解が不十分なことがあります。その為、日本企業がミャンマー企業と取り組むためには、時間を掛けて信頼関係を作り、契約していくしかありません。30~40 代は、



経済制裁下という特殊な環境の中で社会人経験を積んできた年代です。そのような状況下で「やってきた」という自信とプライドはあるため、この層の理解・協力を得ることに時間もかかります。日本企業は、生産委託やジョイント・ベンチャーなどについては、一般に文書で契約を締結するという前提で進めています。一部のミャンマーの経営者には、文書で締結する契約を嫌がる傾向があります。そのため、契約を理解してもらうために時間がかかりがちです。

## ライセンスと自国内マーケット

外国企業には、貿易ライセンスと販売ライセンスは認められていません。単純に商品を仕入れて販売する事業は許可されないということは、承知しておく必要があります。ただし、工場の場合、原材料を輸入し、完成品を輸出しなければ成り立ちませんので、工場だけは例外的に貿易ライセンスを得ることができます。また、上述の通りティラワ SEZ で投資認可を受けた企業には条件付きながら輸入・販売が解禁されています。

## 中間層がないマーケット

自国内マーケットについては、中間層が極端に少ない状況です。長期間の経済制裁下、国内の限られたパイを財閥が握り、下に配分していかなかったためです。ごく僅かな財閥が上位層にいて、中間層がほとんどおらず、下位層がたくさんいる状況です。中・下位層の購買力は発展の緒についたばかりで限界があるため、日本のように単一商品で広く全国展開することは難しいと考えられます。

## 〈お問合せ〉



会社名 FORVAL MYANMAR CO., LTD.  
 所在地 Room-202, 2nd Floor, Novotel Yangon Max,  
 No.459, Pyay Road, Kamayut Township,  
 Yangon, Myanmar.  
 TEL : +95-1-230-6302 & +95-1-230-6301  
 URL : <http://www.myanmar-advisors.jp/>  
 事業内容
 

- ・ミャンマー進出サポート
- ・人材採用コンサルティング
- ・業務提携、技術提携、生産委託先選定支援 ほか



会社名 株式会社フォーバル  
 所在地 〒150-0001  
 東京都渋谷区神宮前 5-52-2 青山オーバルビル 14 階  
 TEL : 0120-952-008  
 FAX : 03-5464-9140  
 URL : <http://www.forval.co.jp>  
 事業内容
 

- ・海外進出コンサルティング  
 (現地法人：カンボジア・ベトナム・インドネシア)
- ・経営コンサルティング
- ・情報通信コンサルティング

# 「打小人」(ダーシウヤン)、香港版藁人形！？

兵庫県香港経済交流事務所  
副所長 明田 直也



香港島の繁華街「銅鑼湾(コーズウェイベイ)」から「灣仔(ワンチャイ)」へ向かう大通り沿いの高架下にちょっと不思議な感じのスポットがあります。ここでは数人のおばあさんが夫々自分の縄張りエリアと思われる椅子に座り、客と思われる人達(女性が多い)を前にして、スリッパや靴で紙類を叩きながら、何かおまじないのようなものを唱えているのですが、中



国大陸でも、香港の他のエリアでもこのような光景は見かけたことがなかったので、最初はちょっと変わった占いをやっているのかなと思っていました。

香港の知人に尋ねると、自分にとって不幸や不運をもたらす人を「拝神婆」(広東語読みでパイサンポー)と呼ばれるおばあさんによって追い払ってもらうための「打小人」(ダーシウヤン)のエリアとのことでした。打(ダー)は文字通り打つ、叩くことですが、「小人」(シウヤン)は中国語で人徳が高くない人や器が小さい人の意味がありますが、この場合は不幸や災いをもたらす人を指しているようです。日本では、自分にとって運気が良くなったり、元気が出たりする場所についてパワースポットと言ったりしますが、「小人」はその逆をもたらす人(アンパワーパーソン?とでも言えるのでしょうか)というわけです。

その後、特に気にとめていなかったのですが、九龍側郊外の新界地区元朗西部の屏山というところで、たまたま「打小人」に関する知識を得ることができました。

この辺りは古い集落が集まっており、歴史的建造物も多く「屏山文物徑」という散策コースになっています。住民の多くは「鄧」姓が多いのですが、一族は600年以上前から移ってきて繁栄したらしく、丘の上にある「屏山鄧族文物館」という資料館を参観した時に、その敷地の一角で「打小人」に関する説明の展示を見つけました。

説明によれば、「打小人」儀式の手順は概ね以下のようです。

1. 最初に拝神婆が観音様などの神様を拝む
2. 香紙に自分の名前を書いて線香を上げる

3. 小人（追い払ってほしい人）の名前を伝えると、拝神婆は人の形をした「小人紙」を取り出す
4. 拝神婆が小人を追い払う呪文を唱えながら、スリッパで「小人紙」をぼろぼろになるまで叩く
5. 紙で作った「白老虎」（白虎）に砕けた「小人紙」を噛み殺させるような感じに包む
6. 「白老虎」とともに燃やす
7. 依頼人に幸運が訪れるよう、「貴人符」（幸運をもたらす人の意味の「貴人」）を寄せ付けるお札）を用いて、拝神婆が依頼人の頭や背中をなでるようにして祈祷をする
8. 拝神婆が儀式の終了を告げる



### 【「打小人」の手順の説明】

説明によれば、「打小人」の歴史は結構古く、唐の時代からすでに盛んだったようで、その後香港、広東省珠江三角デルタ地域に流行していったとあります。

「打小人」の内容を知った時、私は直ぐに藁人形を連想してしまい、ちょっとぞっとしました。ところが実際の目的は、藁人形のように対象となる人を怨んで、釘で打ち付けたり、呪いをかけられたりするようなことではなく、あくまで依頼人にとっての小人（悪い運気）を拝神婆が叩いて追い払う、寄せ付けないようにすることのようです。



【祈祷料は 50HKD（約 850 円）程度】

悪い運気がある場所は風水も関係しているようで、橋の下や三叉路などに多いといわれています。そういえば「打小人」の所は両側道路を車が通る高架下の隅っこにあり、昼間でも薄暗く空気も悪そうです。また拝神婆は小人を追い払うために寿命が縮むとも言われています、それにしてもほとんどがおばあさんですし、それだけ長生きして生命力がある人が拝神婆をやっているということになるので（この道何十年というベテランの拝神婆も多いらしい）、ご利益があるということかもしれません。

「打小人」は日曜日を除いて年中見かけることができますが、ピークシーズンというか拝神婆のおばあさんにとっての書き入れ時は、

中国二十四節気のうちの「啓蟄」頃（3月初旬）とのことです。日本でもお馴染みの通り、啓蟄は冬眠から目覚めた色々な生き物が餌を求めて這い出してくる季節です。しかしながらその中には邪気を持った生き物も出てくるため、唯一これを退治してくれるのが白虎と言われています。

香港の3月はまだ蒸し暑くもなく、雨期でもないのでのぎやすいシーズンです。人間関係にお悩みの方、香港で「打小人」にチャレンジするのも気分転換になるかもしれませんね。

**【兵庫県香港経済交流事務所】**

**主な活動**

- 中国・ASEAN 諸国・インドとの地域間連携による県内企業の海外事業展開支援
- 兵庫県への観光誘客の推進、兵庫県の物産・農水産品・食品等の販路拡大支援
- 兵庫県と中国 広東省・海南省との交流推進

所在地：Unit 506 5/F, Tower II, Lippo Centre, No.89 Queensway, Hong Kong  
 （香港島側、地下鉄「Admiralty（金鐘）」駅 B 出口より直結のビルに入居）

Tel：（香港 852）2110-4570

Fax：（香港 852）2110-4571

E-mail：office@hyogobtc.com.hk

URL：http://www.hyogobtc.com.hk



第18回

**FBC上海2015 ものづくり商談会**

9/9 (水) ▶ 9/10 (木)

2015年9月9日(水)～10日(木) 午前9時～午後5時

- 1日目出展・出展企業間の予約制及びフリー商談
- 2日日来場・出展企業間の予約制及びフリー商談

- 会場 上海世貿商城 3F、4F  
 （中国上海市長寧区興義路 99 号）

**★約 9 割が製造業関係者の来場、圧倒的な集客力**

**★出展者同士及び来場者との商談は事前マッチングにより効率よく行える**

詳しくは、みなと銀行国際業務部アジア室（TEL:078-333-3283）または、お取引店の担当者まで、お問い合わせください。

## 日本政策金融公庫との業務提携による ～海外での資金調達支援制度～

この度、みなと銀行は、日本政策金融公庫（中小企業事業）と連携し、お客さまの海外金融機関からの資金調達に関するサービスを開始しました。

この制度は、日本政策金融公庫が発行するスタンバイ・クレジット／信用状を担保に、お客さまの海外現地法人が海外金融機関（対象金融機関は以下ご参照）から円滑にご融資を受けられるようサポートするものです。

※日本政策金融公庫の信用状の発行にあたっては、みなと銀行が同公庫に保証を行います。

（仕組み図）



### ■本制度のご利用条件■

#### 1. 対象となるお客さま

以下のいずれかの計画の承認又は認定を受けた中小企業のお客さま

- (1)新事業活動促進法に基づく経営革新計画
- (2)新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画
- (3)地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画
- (4)農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画

#### 2. 対象となるご融資

- (1)補償限度額：450 百万円（海外での融資通貨は現地流通通貨建）
  - (2)信用状期間：1～6 年（海外での融資期間は 1～5 年）
  - (3)補償条件：海外金融機関からの請求に基づき日本公庫が支払
  - (4)適用ルール：U C P 600(信用状統一規則)に準拠
- 以上を前提としつつ、海外での融資条件は各海外金融機関が個別に決定します。

### ■対象となる海外金融機関(日本政策金融公庫提携海外金融機関)■

- ・バンクネガラインドネシア（インドネシア）
- ・ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）
- ・バンコック銀行（タイ）
- ・K B 国民銀行（大韓民国）
- ・メトロポリタン銀行（フィリピン）
- ・ベト・イン・バンク（ベトナム）
- ・C I M B 銀行（マレーシア）
- ・バノルテ銀行（メキシコ）
- ・合作金庫銀行（台湾）

～詳しくは、みなと銀行国際業務部アジア室(TEL:078-333-3283)

または、お取引店の担当者まで、お問い合わせください。～

みなと銀行、ひょうご経済研究所 主催

## みなとアジアビジネスセミナー 開催報告

“野村総研 生え抜き”が語るジャパンプランドの生きる道

### 「アジアへ売る」

～中国・アセアンへの日本の輸出、  
インバウンド、ブランド戦略などの強化策について～



2015年6月15日（月）に大森・みなとビル6階セミナーホールにて、「みなとアジアビジネスセミナー」を開催し、90名あまりのお客さまがご参加されました。アジアでの販路開拓をテーマに専門家とアジア市場で活躍する企業の経営者の方々をお迎えし、基調講演とパネルディスカッション、そして質疑応答を通じて、具体的なジャパンプランド戦略や現地情報を解説いただきました。

### 基調講演



野村総合研究所  
理事長  
谷川 史郎 氏

基調講演では、野村総合研究所 理事長、谷川史郎氏が、アジアの成長を日本の利益として取り込むための戦略についてご講演されました。日本ブランドの強化に取り組む地方自治体の事例をあげ、具体的に解説。日本は、海外ブランドを追うのではなく、アジア他国からの「日本のライフスタイルへの憧れ」を見極め、独自のブランド力、付加価値を醸成することの大切さをアドバイスいただきました。

#### 【プロフィール】

1980年3月早稲田大学理工学部卒業、同年4月野村総合研究所入社  
2002年4月執行役員  
2006年4月常務執行役員コンサルティング事業本部長  
2014年4月取締役専務執行役員  
2014年6月理事長就任

### アジア進出に関するシンポジウム

第2部のシンポジウムでは、アジア市場で活躍される企業3社の経営者の方々にもご参加いただき、アジア市場への進出経緯から販売戦略まで、それぞれの企業紹介とともに、アジアビジネス体験談や成功事例をご解説いただきました。



ご参加いただきました皆さまからは、「差別化、ブランド化についての話は、参考になった」、「輸入を30年行っているが、輸出にもビジネスチャンスを広げたいと思う」等のご意見をいただきました。みなと銀行では、今後も多様化する皆さまのアジアビジネスに、お役に立つイベントを開催してまいります。皆さま、ぜひ、ご参加ください。

## 平成 27 年度 兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金のご案内

中小企業の皆様の海外展開、及び県内大学に  
在籍する外国人留学生等の就職を支援します！

兵庫県では、県下中小企業の海外展開の支援及び県内大学に在籍する外国人留学生等の就職を支援するため、中小企業が海外事業展開等にあって必要な人材として外国人留学生等を採用又は採用内定した場合に、採用奨励金を支給します。

本事業の公募を以下により実施します。

企業等の事業主の皆様方には、県内大学に在籍する外国人留学生等を一人でも多くの採用にご配慮いただきますようお願いいたします。

### 1. 支給対象要件

次のいずれにも該当する企業等の事業主が交付対象となります。

- (1) 中小企業基本法の定義に基づく中小企業であり、兵庫県内に本社を有し商業登記を完了した企業。
- (2) 外国人留学生等を正規社員、又は雇用期間が1年以上、週20時間以上の非正規社員として、平成27年度中に採用、又は採用を内定（平成28年4月1日までに採用）すること。
- (3) 外国人留学生等を雇用保険の被保険者とする予定であること。

### 2. 外国人留学生等とは

対象となる外国人留学生等とは、

- (1) 「留学」の在留資格で、県内大学に在籍又は在籍していたこと。
- (2) 就職にあたって、在留資格を「留学」又は就職活動のための「特定活動」から、「技術・人文知識・国際業務」など必要な資格に変更済み、又は変更を予定していること。
- (3) 平成27年3月31日までに、国内で正規社員として採用されたことがないこと。

### 3. 奨励金の額

外国人留学生等1人につき30万円とします。

非正規社員として雇用した場合は、外国人留学生等1人につき15万円とします。

### 4. 採択数

10名



## 5. 応募の手続き

### (1) 申請書の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県 産業労働部 国際交流課（1号館7階）

### (2) 提出書類

- ① 兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金申請書
- ② 外国人留学生等との雇用契約書（写）又は内定通知書（写）
- ③ 外国人留学生等の在留カード（写）又は住民票
- ④ 外国人留学生等の大学卒業証明書又は在籍証明書
- ⑤ 県税に係る納税証明書
- ⑥ 会社案内など

### (3) 応募期間 平成27年10月1日（木）～11月30日（月）【予定】

## 6. 事業者の選定

提出いただいた奨励金申請書の内容について審査を行い、事業者を選定の上、結果を文書によりお知らせします。（12月下旬頃までに行う予定）雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出、雇用内容や労働保険及び社会保険の法令等の規定を遵守していない場合は、奨励金を交付できない場合があります。

## 7. 奨励金の支給

採択決定後、事務手続きの上、奨励金を支給します。

（既に留学生を採用している企業、採用内定の企業により、支給時期が変わります。）

## 8. 雇用状況報告書の提出

外国人留学生等を雇用してから1年経過後2週間以内に、外国人留学生等雇用状況報告書と労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）（写）など、1年間雇用をしていることを示す書類を提出いただきます。

## 9. 奨励金の取消・返還

次の場合については、奨励金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 偽りその他不正な行為によって支給を受けたことが判明した場合、全額を返還
- (2) 雇用にかかる法令等の規定を遵守していないことが判明した場合、全額を返還
- (3) 外国人留学生等の雇用から1年以内に退職又は解雇された場合には、雇用の日から退職又は解雇された日までの日数に応じて奨励金を一部返還。

※申請状況に応じて追加募集をする場合があります。

### お問い合わせ先

〔下記ホームページから募集要項と申請書がダウンロードできます。〕

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県産業労働部国際交流課（1号館7階）

電話：078-341-7711（内線2099）FAX：078-362-3961

E-mail：kokusaikoryu@pref.hyogo.lg.jp

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/syoureikin.html>

## アジアニュース・主要経済指標

### 【ベトナム】

7月1日、同国で民間企業が認められた1990年以来、最も大きな企業規制緩和と言われる改正投資法・企業法が施行された。この改正により、外国企業投資禁止分野数が51から6に減るほか、投資許認可の簡素化が進む見通し。周辺競合国では、インドネシアが15年1~3月期の外国直接投資許可額が前年同期比14%増と好調であったが、ベトナムでは足元の外国直接投資が伸び悩んでおり、政府は国有企業株の売り出し加速と合わせ、てこ入れに繋げたい考えである。

### 【タイ】

タイ政府が全国一律300バーツ（日額）の最低賃金制度の撤廃を検討していると報じられた件で、同国労働省も同制度の見直しの必要性を示唆している。年内は全国一律300バーツを維持し、来年の最低賃金については中央賃金委員会が物価水準、経済状況などを勘案して各県ごとに設定するが、最低賃金が300バーツを割り込むことはないとしている。

### 【中国】

中国は、6月、政策金利を貸出・預金ともに0.25%引き下げた。貸出基準金利（期間1年）は4.85%、預金基準金利（同）は2.0%となった。利下げは、昨年11月以降だけで4回目となる。内需、不動産市場、輸出入いずれも低調で、減速感が強まる景気に対する危機感がうかがえる。

### 【アジア株式】

6月末、ギリシャ債務問題でアジア株式は軒並み下落したが、その後、米国株式市場が回復し一服感からアジア市場も持ち直し堅調な推移となった。とくにマレーシアは、格付会社フィッチがソブリン債信用格付けを「ネガティブ」から「安定的」に引き上げ、株式市場は上昇した。中国は6月半ば5,100元超の高値を付けたが、その後高値警戒感から続落、6月末一時3,800元台まで下がるなど変動の大きい不安定な動きが続いた。

■政策金利（年末・月末時点）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	3Month-TIBOR	1年物貸出金利	HKMA香港ベースレート	韓国オプショナルレート	台湾中銀ディスカウントレート	中銀翌日物貸出金利	タイ翌日物金利	MAOPRATE Index	VNREFINC Index	インドネシアリファレンスレート	フィリピン翌日物借入金利	インドレポレート
2008年12月	0.74250	5.31	0.50	3.00	2.000	0.94	2.750	3.25	9.50	9.25	5.50	6.50
2009年12月	0.46364	5.31	0.50	2.00	1.250	0.64	1.250	2.00	8.00	6.50	4.00	4.75
2010年12月	0.34000	5.81	0.50	2.50	1.625	0.71	2.000	2.75	9.00	6.50	4.00	6.25
2011年12月	0.33643	6.56	0.50	3.25	1.875	0.65	3.500	3.00	15.00	6.00	4.50	8.50
2012年12月	0.30917	6.00	0.50	2.75	1.875	0.61	2.750	3.00	9.00	5.75	3.50	8.00
2013年12月	0.22091	6.00	0.50	2.75	1.875	0.64	2.000	3.00	7.00	7.50	3.50	7.75
2014年12月	0.18090	5.60	0.50	2.00	1.875	0.77	2.000	3.25	6.50	7.75	4.00	8.00
2015年1月	0.17273	5.60	0.50	2.00	1.875	1.16	2.000	3.25	6.50	7.75	4.00	7.75
2月	0.17182	5.60	0.50	2.00	1.875	1.05	2.000	3.25	6.50	7.50	4.00	7.75
3月	0.17182	5.35	0.50	1.75	1.875	1.12	1.750	3.25	6.50	7.50	4.00	7.50
4月	0.17182	5.35	0.50	1.75	1.875	0.96	1.500	3.25	6.50	7.50	4.00	7.50
5月	0.17091	5.10	0.50	1.75	1.875	1.14	1.500	3.25	6.50	7.50	4.00	7.50
6月	0.17091	4.85	0.50	1.50	1.875	2.19	1.500	3.25	6.50	7.50	4.00	7.25

※日銀は金融市場調節を2013年4月よりマネタリーベースに変更。3Month-TIBORを参考記載。

※シンガポールは金融市場調節を為替レートにより実施。中央銀行翌日物貸出金利(Standing Facility Borrowing Rate)を参考記載。



■株価（年末・月末時点相場 ※2008年は12月1日時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	日経平均株価	上海総合指数	香港恒生指数	韓国総合株価指数	台湾加権指数	ST指数	SET指数	クワラルンプール総合指数	ベトナムVN指数	ジャカルタ総合指数	フィリピン総合指数	NIFTY指数
2008年12月	8,859.56	1,820.81	14,387.48	1,124.47	4,591.22	1,761.56	449.96	876.75	315.62	1,355.41	1,872.85	2,959.15
2009年12月	10,546.44	3,277.14	21,872.50	1,682.77	8,188.11	2,897.62	734.54	1,272.78	494.77	2,534.36	3,052.68	5,201.05
2010年12月	10,228.92	2,808.08	23,035.45	2,051.00	8,972.50	3,190.04	1,032.76	1,518.91	484.66	3,703.51	4,201.14	6,134.50
2011年12月	8,455.35	2,199.42	18,434.39	1,825.74	7,072.08	2,646.35	1,025.32	1,530.73	351.55	3,821.99	4,371.96	4,624.30
2012年12月	10,395.18	2,269.13	22,656.92	1,997.05	7,699.50	3,167.08	1,391.93	1,688.95	413.73	4,316.69	5,812.73	5,905.10
2013年12月	16,291.31	2,115.98	23,306.39	2,011.34	8,611.51	3,167.43	1,297.71	1,866.96	504.63	4,274.18	5,889.83	6,304.00
2014年12月	17,450.77	3,234.68	23,605.04	1,915.59	9,307.26	3,365.15	1,497.67	1,761.25	545.63	5,226.95	7,230.57	8,282.70
2015年1月	17,674.39	3,210.36	24,507.05	1,949.26	9,361.91	3,391.20	1,581.25	1,781.26	576.07	5,289.40	7,689.91	8,808.90
2月	18,797.94	3,310.30	24,823.29	1,985.80	9,622.10	3,402.86	1,587.01	1,821.21	592.57	5,450.29	7,730.57	8,844.60
3月	19,206.99	3,747.90	24,900.89	2,041.03	9,586.44	3,447.01	1,505.94	1,830.78	551.13	5,518.68	7,940.49	8,491.00
4月	19,520.01	4,441.66	28,133.00	2,127.17	9,820.05	3,487.39	1,526.74	1,818.27	562.40	5,086.42	7,714.82	8,181.50
5月	20,563.15	4,611.74	27,424.19	2,114.80	9,701.07	3,392.11	1,496.05	1,747.52	569.56	5,216.38	7,580.46	8,433.65
6月	20,235.73	4,277.22	26,250.03	2,074.20	9,323.02	3,317.33	1,504.55	1,706.64	593.05	4,910.66	7,564.50	8,368.50

■通貨（対ドル為替相場、年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	JPY	CNY	HKD	KRW	TWD	SGD	THB	MYR	VND	IDR	PHP	INR
2008年12月	90.22	6.8255	7.7502	1,259.55	32.820	1.4445	34.690	3.4525	17,486	10,900	47.375	48.6775
2009年12月	92.38	6.8271	7.7544	1,157.00	31.980	1.4018	33.295	3.4235	18,479	9,390	46.100	46.5200
2010年12月	81.32	6.5897	7.7726	1,121.00	29.145	1.2823	29.980	3.0635	19,498	8,978	43.620	44.7100
2011年12月	77.36	6.3026	7.7678	1,161.48	30.318	1.2971	31.560	3.1733	21,049	9,068	43.810	53.1838
2012年12月	86.10	6.2316	7.7506	1,065.26	29.011	1.2214	30.578	3.0566	20,835	9,637	41.005	54.7850
2013年12月	104.99	6.0556	7.7539	1,052.43	29.823	1.2641	32.765	3.2785	21,105	12,173	44.390	61.8553
2014年12月	119.44	6.2052	7.7545	1,087.60	31.642	1.3217	32.880	3.4965	21,388	12,412	44.788	63.1253
2015年1月	117.58	6.2543	7.7525	1,101.50	31.628	1.3526	32.760	3.6336	21,345	12,721	44.140	62.0250
2月	119.37	6.2671	7.7545	1,100.27	31.484	1.3601	32.328	3.6102	21,348	12,950	44.117	61.7950
3月	119.91	6.1999	7.7541	1,109.00	31.287	1.3745	32.538	3.7060	21,555	13,064	44.639	62.5825
4月	118.95	6.1992	7.7505	1,074.31	30.595	1.3207	32.968	3.5603	21,600	12,961	44.660	63.5225
5月	123.87	6.2004	7.7534	1,111.31	30.805	1.3485	33.690	3.6652	21,815	13,226	44.575	63.8650
6月	122.41	6.2081	7.7523	1,117.33	30.875	1.3455	33.775	3.7687	21,810	13,366	45.117	63.6818

■実質GDP成長率（前年比、前年同期比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2007年	2.2	14.2	6.5	5.5	6.5	9.1	5.0	6.3	7.1	6.4	6.6	9.7
2008年	▲1.0	9.6	2.1	2.8	0.7	1.9	2.5	4.8	5.7	7.7	4.2	8.2
2009年	▲5.5	9.2	▲2.5	0.7	▲1.6	▲0.6	▲2.3	▲1.5	5.4	4.7	1.1	6.6
2010年	4.8	10.4	6.8	6.5	10.6	15.4	7.8	7.4	6.4	6.4	7.6	9.4
2011年	▲0.5	9.3	4.8	3.7	3.8	5.3	0.1	5.3	6.2	6.2	3.7	7.7
2012年	1.8	7.7	1.7	2.3	2.1	2.5	6.5	5.5	5.3	6.0	6.8	4.8
2013年	1.6	7.7	3.1	2.9	2.2	4.4	2.9	4.7	5.4	5.6	7.2	4.7
2014年	▲0.1	7.4	2.5	3.3	3.8	3.0	0.9	6.0	6.0	5.0	6.1	
2014年1月～3月	4.9	7.4	2.7	3.9	3.4	1.8	▲0.4	6.3	5.1	5.1	5.6	4.6
4月～6月	▲6.9	7.5	2.0	3.4	3.9	▲0.5	0.9	6.5	5.2	5.0	6.7	5.7
7月～9月	▲2.1	7.3	2.9	3.3	4.3	2.6	1.0	5.6	5.6	4.9	5.5	5.3
10月～12月	1.1	7.3	2.4	2.7	3.5	4.9	2.1	5.7	6.0	5.0	6.6	
2015年1月～3月	3.9	7.0	2.1	2.5	3.4	3.2	3.0	5.6	6.0	4.7	5.2	
4月～6月									6.3			

■CPI消費者物価指数（前年比、前年同月比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2007年	0.06	4.77	2.01	2.50	1.80	2.11	2.24	2.00	12.63	6.40	2.95	6.38
2008年	1.38	5.90	4.32	4.70	3.52	6.63	5.47	5.43	19.89	10.27	8.16	8.32
2009年	▲1.34	▲0.68	0.52	2.80	▲0.86	0.63	▲0.81	0.65	6.52	4.90	4.25	10.83
2010年	▲0.70	3.33	2.38	3.00	0.96	2.83	3.28	1.72	11.75	5.13	3.78	12.11
2011年	▲0.28	5.42	5.28	4.00	1.42	5.24	3.81	3.18	18.13	5.37	4.73	8.87
2012年	▲0.04	2.65	4.06	2.20	1.93	4.58	3.02	1.68	6.81	3.98	3.16	9.30
2013年	0.35	2.63	4.33	1.30	0.79	2.38	2.19	2.09	6.04	6.40	2.93	10.92
2014年	2.73	1.99	4.43	1.30	1.20	1.03	1.90	3.16	1.84	6.42	4.18	6.38
2015年	2.40	0.80	4.10	0.80	▲0.94	▲0.40	▲0.41	1.00	0.94	6.96	2.40	5.19
2月	2.20	1.40	4.60	0.50	▲0.20	▲0.30	▲0.52	0.10	0.34	6.29	2.50	5.37
3月	2.30	1.40	4.50	0.40	▲0.61	▲0.30	▲0.57	0.90	0.93	6.38	2.40	5.25
4月	0.60	1.50	2.80	0.40	▲0.82	▲0.50	▲1.04	1.80	0.99	6.79	2.20	4.87
5月	0.50	1.20	3.00	0.50	▲0.73	▲0.40	▲1.27	2.10	0.95	7.15	1.60	5.01
6月				0.70					1.00			

(出所) ブルームバーグ

## みなと銀行上海駐在員事務所

中国長江デルタ経済圏へ進出をされている、または、今後進出や投資をご検討されているお客さまのサポート

上海駐在員事務所では、このようなサービスをご提供しております。

- 中国の金融経済等各種情報の提供
- 中国企業及び日系・外資系企業の動向調査
- お客さまの中国進出に関する支援活動



中華人民共和国上海市銅仁路 195 号 中欣大廈 3312 号室  
 TEL. 86-21-6289-8080 FAX. 86-21-6289-8608

### みなと銀行 上海駐在員事務所 所長 河村 真二



みなと銀行上海駐在員事務所は 2007 年 4 月に開所しました。日本からの派遣行員 1 名、ローカルスタッフ 1 名の計 2 名体制で業務にあたっています。

中国の GDP は 2010 年に日本を追い越し世界第 2 位になり、引き続き経済成長をしています。これまでは中国の安いコストで製造し日本や欧米に輸出する、いわゆる「世界の工場」でしたが、経済成長に伴い収入が増え生活レベルも向上した中国の方をターゲットにした「人口 13 億人規模の巨大市場」に変わりつつあります。

弊所は中国進出支援、既に進出しているお取引先への情報発信、現地ビジネスマッチング、商談会・セミナーの開催など多岐に亘るサポートをさせていただいています。ご要望、ご質問などございましたら弊所までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ

みなと銀行  
 国際業務部アジア室

〒651-0193 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号  
 TEL. 078-333-3283 FAX. 078-331-7796